

神戸市個人情報保護審議会 第6回 制度審議部会

議 事 録

- 1 日 時 平成16年1月25日(日) 午前10時～
- 2 場 所 センタープラザ西館 6階 16号室
- 3 出席者
 - ・神戸市個人情報保護審議会 制度審議部会委員(50音順・敬称略)
大山 節子、西村 裕三、松浦 克彦、山下 淳
 - ・事務局
市民参画推進局次長 玉田 敏郎、市民参画推進局参事 杉本 和夫 他
- 4 議 題
 - (1)「中間とりまとめ」(利用停止請求権、罰則)についての意見募集の結果について
 - (2)答申(案)の検討
- 5 会議資料 別紙のとおり
- 6 傍聴者 2名

1. パブリックコメントに対する回答について

- ・利用停止請求権と罰則以外の意見は、我々としては議論をしておらず、今の段階で我々として回答できない。今後の審議で対応できるものと、条例改正という形で受け止めきれないものがあり、その他の意見全部を今後の審議に対する意見としていただきましたとまとめるのではなく、もう少し区分けをする必要がある。
- ・確かに多様な意見が含まれており、部会あるいは全体会議で審議の対象にしうるものと、別の問題と思われるようなものも含まれている。
- ・例えば6つ目の住基ネットの稼働に当たって云々という意見と、住民から住基ネットの稼働後ただちに云々という意見については、何らかの説明責任があるのかもしれないが、今回、制度審議部会として受けても対応できない。例えば住民票の大量閲覧について云々とか、防衛庁に個人情報閲覧させるという点については、個人情報保護条例で受け止められるのか、別の条例を作る作業が必要なのかということもあり、個人情報保護法というよりはむしろ、住民基本台帳に関する条例をつくる方が適切だ。今後、我々の審議がどこまでできるかという問題もあり、単純に意見としていただいたというだけでいいのではないか。現行条例の目的に関するご意見のところは、我々としては当然今後議論しなければいけないだろう。
- ・意見は住民基本台帳法に関わる問題がほとんどだ。ただ、個人情報保護審議会の審議対象には含まれる気もするので、まとめ方として4つを別にする分け方で、受けとめたらいいのか。
- ・制度審議部会で条例改正をするに当たって受け止められる意見と、条例改正の議論の枠から外れる意見は区分して整理をする必要があるのではないか。
- ・我々として対応できない問題も含まれており、パブリックコメントに対してこういう意見が出たというまとめと、それに対する審議会の考え方というのをまとめているので、まとめ方としてそういう形のまとめをしたい。それに対してどう対応するかについては部会、あるいは全体会議で取り扱いを検討するというところでどうか。
- ・これは今後の審議に対して意見としていただいているところであり、今回は利用停止と罰則についてだからその点を検討したらいい。これ以降の審議の中でしん酌できるのか、あるいは全くできないのか整理していけばいい話だろう。意見は意見としていただき、そういう意味で非常に貴重な意見だと理解している。
- ・まとめ方としてはこのままで良いという意見か。
- ・良いと思う。次回以降の審議の中でこの意見をもう少し整理して、今後我々が検討をしていかなければならない条例改正の個々の項目ごとに振り分けて、整理するのがふさわしいのかもわからない。項目ごとに整理してもらおうと方向が出てくる。
- ・専門家でない者が意見を言う場合に、問われていることに対して適格な答えを、意見として述べるのができたかどうかについても、今後の参考になるので、利用停止請求権・罰則以外のことも検討してまとめていけば良いのではないか。

- ・まとめ方の問題と、それから対応する問題と2つ絡むが、ここで今回のパブリックコメントの対象となっている利用停止請求権と罰則については、別の形で最初にまとめており、それ以外のものをまとめているが、それ以外のものの中にも今回の条例改正に直接関わるものとそうでないものが含まれている。それを区別してまとめるべきということか。
- ・意見募集の範囲の対象外であるということをもう少しコメントした方がいいのではないか。こういう意見の中にも検討の余地があるということも簡単には入れるべきではないか。言った意見がどんなふうにとられているのか、言ったけれどポイント外れだったとわかるようなものにできればと思う。
- ・欄外に書いているように今後の審議に対する意見としていただいたという対応で、その他の意見についてはもう少し振り分けをして、もう少し丁寧に回答ということなので、事務局と協議をして、その他のものについても審議会の考え方という形で答えることができるものについてはそういう回答の仕方をしたい。
- ・私としては、大体3つか4つぐらいになるのではないかと。部会長と事務局で今日の意見を踏まえて、この下の3行を修正していただければよい。

一番上の条例の全面見直しが必要である、公聴会を開いて欲しい、それから目的に関する話、それと4つ目も条例改正の話だろう。それから5つ目の定義を充実させて欲しいという趣旨がわからないが、これも個人情報保護条例の改正に関する話だと思う。自治体としての独自性を発揮すべきだという意見も、我々に対してもっとがんばれという意見のような気もする。これについては、我々としては今後こういう意見があったということをもふまえて条例改正の中に入れていかなければいけないだろう。

6つ目、7つ目というのは、制度審議部会に言われても困る。これは神戸市に対応していただく話だろう。

それから下の3つについては個人情報保護条例で我々が議論していけるか、それとも個人情報保護条例の枠組みからはみ出る項目なのか、あるいは個人情報保護条例の改正の中で直接的に取り扱うことはできないが、頭に入れた上で条例の見直しの中に反映していかなければいけないことなのか、今の段階ではよく見えない。大体、この3つぐらいではないか。

事務局 技術的にどの程度分けることができるかという問題があると思われる。

- ・今の意見を参考にして回答の仕方を検討する。
- ・2ページの利用停止請求権について、四角で囲っている部分が中間とりまとめと今度のものとで少しまとめ方が変わっており、中間とりまとめの方が良かった気がする。

この2ページのような書き方をするのであれば、2行目の個人情報の削除については、削除を請求することができる権利が現行条例で既に認められているが、それに加えて利用停止を請求することができる権利を保障することが妥当であるとした方がよい。これだと現行条例にまったく何も規定がなく、削除と利用停止の権利を保障することを入れ

るべきであると読めてしまい、適切ではないと思う。

2. 第一次答申（案）の検討について

- ・ 3ページの上のなお書きからはじまる2行は、前頁から読むと論旨が続きにくいと思う。2ページの一番下の2行で、市の制度においては、決定前置を維持すべきであると既にしているわけだから、なお書きを持ってくるとしたら、下の2行の前に持ってこないとおかしいのではないか。

3ページの「なお」をとり、利用停止請求権については、開示請求を前置することにより、請求の対象となる個人情報の存否や特定について明確化を図ることが必要であるが、必ずしも開示を受けることまで必要はないから、現行条例を維持して決定前置を維持すべきである。2ページの下4行と3ページの上2行を1つの文章にした方がよい。

- ・ 個人情報の開示だから、本人が請求するわけだが、本人が開示請求をして調べる個人情報について、本来の目的外に使われるとか、あるいは何らかの問題を発見した場合にその利用停止を求められるということだが、そうでなくて、本人が開示請求をして明らかになった個人情報ではなくても、何らかの方法で市が保有している個人情報が本人の手に入った場合、開示請求していないということで、利用停止請求の手続をとらないというのはおかしい、その場合も含めて利用停止をできるようにするべきである、開示請求を前置しないような手続で、利用停止請求ができるような制度にすべきだという意見だと思う。ただ、この場合にも利用停止の対象となる個人情報の範囲を明確にしていく必要はあり、こういう場合に本人に改めて本当に市がそういう情報を保有しているかどうかということを確認する意味で開示請求をしていただく。そのことで利用停止の対象となる情報が明らかになる。手続きを踏んでいただきたいということだ。
- ・ そういう手続をとばして、わかるように資料を添えて利用停止請求を行う考え方もあると思うが、どちらがいいかは、割り切りの問題だろう。ただ、紙ベースあるいは電子情報で保有しているどの文書のどこに書いてある個人情報について利用停止を求められているのか、問題となっている個人情報の特定は開示請求の手続を先行させた方が事務処理が迅速に正確にできるメリットはある。
- ・ その前提で文言が変わらないとすれば、なお書きを前後させるということだが、このままでいいという気はする。
- ・ 「なお」と接続詞が不適切だと思う。最初の結論はその前に書いてあるので、その理由を示している部分をその前に持ってくるか、接続詞を変えて、その理由だということをはっきりさせることで論旨がすっきりするという指摘だと理解している。その理由については、異論はないということではどうか。そういう形で文章表現を少し修正させていただく。

あと、8ページに行政機関法、あるいはそれに準じた形で罰則規定を設ける場合でも、

その対象は市の職員と受託事業の従事者に限定せず、すべてのものにも適用すべきであるという意見がある。その例として草加市の条例をあげている。それに対する審議会の考え方とは、市の職員、受託事業の従事者以外の者、広く市域外の第三者に対して規制をする、あるいは罰則を設けるということについて法的な諸問題が多々あるように思うということである。基本的なところでは、条例でそこまで規制等ができるのかどうかということだ。条例とは基本的に地方公共団体の区域内に適用されるので、まったくできないというふうに結論づけることはできないが、第三者を対象にした場合に、構成要件をどこまで明確に規定できるのかという問題もあり、検討すべき問題がいろいろあるように思う。これまでこういう点を全く審議しておらず、この段階では行政機関法に準じた形での罰則を設けることで取りまとめたい。

- ・ 5 ページ (2) の 2 段目に、市の現行条例で、義務を課しているところであるという表現が入っているが、なくてもいいという気がする。むしろ入れるのであれば、「市現行条例では」でなくて、「市現行条例でも」とする方がよい。法律で罰則が設けられたので、市の現行条例でもこういう義務を課しているから同じように罰則を設けるという趣旨だろう。

8 ページの部会長が指摘したところだが、私としては審議会の考え方が挙がっているので、基本的にはこれでよいと思う。少し補足をすると、罰則は最終手段であり、ルールと予防的な仕組みの確立が不可欠であり、それを担保するための罰則だから、第三者に対してこういうことをしてはいけないという実態的な規定を条例で定め、その上で義務違反に対して罰則を課す構造でなければいけない。草加市条例では、第三者の不正記録行為とか、不正記録の譲渡その他に対する規制とか、第三者の立ち入り調査に関する規定とか、不正記録等の停止等の命令とか、第三者に関するルールと予防的な仕組みに関する規律があり、それを受けて罰則という形になっている。したがって、不正記録をするとか、不正記録の不正な譲渡をするなどという罰則の前提となる第三者のしてはいけない行為についての議論を全くしておらず、罰則だけ取り出して議論することはできない。

ただ、5 ページの罰則について、他都市にはこういう例があり、第三者に関する規律と罰則を設けるべきだという意見があるという表現を5 ページの答申自体に書くかどうかは、議論しておくべきだ。答申の本文で触れるべきなのか。

- ・ 起こりうるケースでありどこかで検討しなければならないテーマだと思うが、それに関しては次の問題だろう。今回は置いておいた方がいい。
- ・ 本来は法律で対応すべき問題だろう。第三者も対象にした規定を設けることについては、時間の制約があり十分な審議をすることはできない。パブリックコメントのご指摘は非常に重要であると受け止めさせていただいて、この部会ではその点に関しては議論をしておらず、早急の課題として法律に準じた形での罰則を設けたいと考えている。そういうことで皆さんご了承いただきたい。

この制度審議部会として、これまでの審議を踏まえ、さらにパブリックコメントのご意見を踏まえた形で、中間的な取りまとめとして第一次答申という形で次の全体の審議会に諮りたい。文書表現等については、私と事務局の方で対応させていただきたい。